

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年7月24日現在

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	69ページ	(4)①	区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>【長期滞納債権の回収業務】</p> <p>幼稚園授業料の滞納債権が2件のみであり少額ではあるものの、ともに10年程度滞納している債権である。これまで漫然と時効を迎え不納欠損になることのないよう相当程度の催告を実施し、納付相談や納付誓約を取り交わす等を行っていたようであるが、債務者本人の資力や環境の問題もあり、早期の回収につながらずに長期滞納債権となっている。</p> <p>滞納者については、本来、徴収の公平性を確保するために法的措置も視野に入れた積極的な回収を図る必要がある。例えば滞納額と回収コストを勘案し、延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設けることにより、積極的かつ効率的な債権管理業務を行うことにより、滞納の長期化を避けることが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>幼稚園授業料の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきました。</p> <p>ご意見いただいた2件の滞納債権については、可能な範囲で回収に向けた取り組みを継続してまいりましたが、債務者の資力等の問題から完納は困難であり、また令和4年度に時効を迎えたことから、不納欠損としました。</p> <p>なお、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、今後、ご意見いただいた2件の滞納債権以外に新たな幼稚園授業料の債権が発生する見込みはありません。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。